

# 働く者のかけこみ寺をなくさないで！

## 「伊勢崎労働基準監督署の存続を」群馬労働局に申し入れ

群馬労働局は、国家公務員減らしの一環として、前橋・伊勢崎労基署の統合案を打ち出しました。

日本共産党伊勢崎佐波地区委員会と党議員団は、6月28日、群馬労働局二局長と厚生労働大臣あての「伊勢崎労働基準監督署の存続に関する要請書」を届け、申し入れを行いました。

伊勢崎労基署は7500の

事業所と9万人の労働者を管轄し、給与未払いなど寄せられる労働相談も年間約1600件にのぼります。また、休業4日以上労働災害が年間およそ350件発生。労働基準法違反申告も、80件～90件寄せられています。

今後も活発な企業活動が見こまれるこの地域に労基署が無くなれば、相談窓口も遠くなり、労働

者・経営者の両方に深刻な事態になります。

申し入れをする八田地区委員長と北島・長谷田市議



## 政務調査費引き上げ問題への党議員団の対応について

会派に交付される政務調査費は、旧市では1議員あたり年間40万円でした。'98-'99年度と連続して補助金削減が行われた際に、全会一致して「議会も範を示そう。」と30万円に引き下げました。

ところが、わずか2年後の'01年、自治法改正により政務調査費を条例化するとき、42万円に引き上げてしまいました。この時、日本共産党議員団は、「各種補助金は引き下げたままで市の財政事情も好転していないのに、政務調

査費ばかり引き上げるのは問題。」と反対しました。その後、党議員団は政務調査費の適切な支出に努め、余った分は市財政に返してきました。

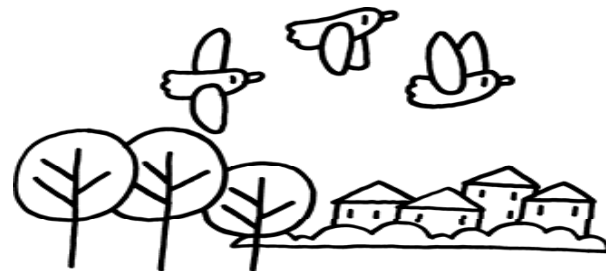
合併後の在任特例期間中の政務調査費は1議員あたり年12万円とされ、今春の選挙後に額をどうするかが議会内で議論されてきました。

党議員団は「議会だけで額を決めるのでは、お手盛りといわれかねない。補助金審議会など第三者機関で審議すべき。」と主張しましたが、今議

会で党議員団以外の「旧伊勢崎市議会と同額に」という意見により1議員あたり年間42万円に決まりました。

党議員団も、政務調査費については「政党助成金」のような憲法違反のものではなく、会派の研究・調査活動にとって必要なものと考えています。

しかし金額については、これまでの経緯を見ても42万円では市民の納得が得られないと考えます。そこで、引き上げ案に反対し、合併前と同じ対応を続けることにしたものです。



## 無料生活法律相談会

毎月第4月曜午後6時～

弁護士と市議会議員が親身に相談に応じます。要予約。左記議員または地区党事務所(25-4854)までお気軽にお問い合わせください。緊急の相談にも、応じます。



北島元雄

TEL・FAX 24-8410  
波志江町 3626  
文教福祉常任委員  
議会運営委員他



長谷田公子

TEL・FAX 25-1130  
八幡町 44  
総務常任委員  
少子高齢化対策特別委員

# 国の高齢者・障害者イジメに市独自の援助策を

## 一般質問

### 介護保険料・利用料 大幅引き上げに 負担軽減策の拡充を

昨年十月から、介護保険料の食費・居住費が全額自己負担になりました。大部屋でも月五〜六万円の負担増になり、「お金が無い」と施設に入れない！と、悲鳴があがっています。

また、今年度、市の介護保険料基準額は、赤堀・伊勢崎地域で約五〇％、境地域で二三％、東地域でも十三％の引き上げとなりました。

さらに、所得税の老年者控除の廃止と公的年金等控除の引き下げによる増税の波が、今年度分からは市・県民税にもおよびました。このために税額が十倍を超す人も出て、高齢者の生活に重くのしかかっています。

何より、住民税が非課税から課税に変わると、介護保険料は基準額よりさらに大幅な引き上げになります。

党議員団と市民の運動により、伊勢崎市でも介護保険料減免制度と利用料助成制

度が実現しています。これらの制度の積極的なお知らせと適用に加え、適用範囲や減免・助成率の拡大を求めました。



### 介護保険に償還払い 制度導入検討を約束

限度額以上が申請により払い戻される高額介護サービス費や、かかった費用の九割が戻る福祉用具購入費・住宅改修費も、一度は多額の支

## 障害者の自立さまたげる

## “自立支援法”に市の対応求める

### 作業所労賃よりの多い 利用料一割負担

今年四月から障害者自立支援法が施行され、障害児・者のサービス利用料が基本的に一割負担となりました。

食費の実費負担も始まり、上限額はあるものの、無料や低額だった障害者の負担が大幅に増えました。

党議員団は、市内の二施設に出向き、実情を調査しました。ある通所施設では、月額五万円程度の障害者年金に加え数千円の工賃しかなく

ても、利用料は世帯全体の収入で決まるために一〜三万円台となるなど、大きな負担増となっている実態が分かりました。

### 新制度では 施設が成り立たない

また、施設・事業にたいする報酬単価が四月から引き下げられ、支払い方式も月額制から日額制に変更されました。また、精神障害者の地域生活支援センターへの補



存続が危ぶまれる精神障害者の地域生活支援センター

助金制度も十月から変わり、大幅な収入減少が心配されます。十分な職員配置ができないだけでなく、施設の存続そのものが危ぶまれています。



党議員団との連携で早川昌枝県議がこの問題を県議会に取り上げ、県に今年度分の当初予算確保の努力を約束させました。

団は、施設存続とサービス維持に向け、市としても責任を持って対応するように、と強く求めました。

## 日本共産党 市議団ニュース

2006年夏号 大手町 11-23  
電話 25-4854/ファックス 24-8204